

集落周辺里山林整備事業実施に関する要領

(目的)

第1 この要領は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)に規定する森林環境譲与税を財源とする事業を実施するにあたり、三田市里山と共生するまちづくり条例(平成30年12月条例第50号。以下「条例」という。)第3条に規定する里山からの恵みを将来にわたり享受できるよう、市及び土地所有者等が協働して実施する集落周辺里山林整備事業(以下「本事業」という。)について必要な事項を定める。

(事業内容等)

第2 本事業の内容等は次のとおりとする。

- (1) 本事業は、集落の居住者または森林の土地所有者(以下「要望者」という)からの要望により市が実施するものとする。
- (2) 本事業の対象は、別表1に掲げる採択基準を満たす森林とする。
- (3) 本事業の内容は、別表2に掲げるものとする。

(要望書の提出)

第3 本事業の要望を行う場合は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 集落周辺里山林整備事業実施要望書(様式第1号)
- (2) 位置図
- (3) 要望箇所の区・自治会の同意書(様式第2号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(要望内容の確認)

第4 市長は要望書に基づき、現地確認および要望者と協議を行い、次に掲げる書類をもって要望者に要望の内容を確認するものとする。

- (1) 集落周辺里山林整備事業実施確認書(様式第3号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(事業の決定)

第5 要望内容の確認後、要望者は市長に集落周辺里山林整備事業に係る事業実施承諾書(様式第4号)を提出し、市長は確認書に基づく土地所有者の承諾を確認後、事業の実施を予算の範囲内で決定することができるものとする。

(事業の変更もしくは廃止)

第6 要望者は対象事業の変更もしくは廃止を希望するときは、速やかに変更・廃止要望書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(土地所有者の変更)

第7 土地所有者は、土地所有者の変更を行う場合は、土地所有者変更届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(保全管理協定書の締結)

第8 本事業完了後10年間、市と要望者は、集落周辺里山林整備事業に関する保全管理協定書(様式第7号)を締結するものとする。

付則

(施行期日)

1 この要領は令和5年6月1日から施行する。

(別表1)

| 区 分 | 採択基準 |
|------|--|
| 対象森林 | <p>森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条に規定する民有林で、次の各号を除くもの。</p> <p>(1) 森林法第 25 条第 1 項又は同法 25 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により指定された保安林</p> <p>(2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域</p> <p>(3) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された地すべり防止区域</p> <p>(4) 他事業の事業採択により整備を実施した民有林</p> <p>※ただし、(1)～(3)において法令に基づき整備することができる場合はこの限りではない。</p> |
| 対象範囲 | <p>事業の範囲は次の各号を満たすものとする。</p> <p>(1) 森林縁（民有林と建物・道路等との境界）からの奥行が概ね 10m 以上、幅 100m 以上の連続した民有林</p> <p>(2) 整備面積が 0.1ha 以上の民有林</p> <p>(3) 事業実施後 10 年間、要望者等による事業地の保全管理が担保される民有林</p> |

(別表2)

| 事業区分 | 事業内容 |
|------|---|
| 調査業務 | <p>事業地の民有林を調査・測量し、手入れ不足・気象害・病虫害・鳥獣害などにより公益的機能が低下した荒廃民有林や、ハイキング道及びハイキング道沿いの森林等の再生・保全に必要な整備計画を策定し、整備に要する経費積算を行う</p> |
| 整備業務 | <p>調査業務により必要とされた整備計画に基づき、民有林の整備を行う</p> |